



会計事務所
ゆいパートナーズ

事務所だより

〒541-0047
大阪市中央区淡路町2-1-10
ユニ船場 405
TEL 06(6226)1165(代)
<https://yuipartners.jp>

あけまして
おめでとう
ございます



1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 2日・振替休日 9日・成人の日

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | 31 | . | . | . | . |

ワンポイント 軽自動車車検時の納税証明書が不要に

令和5年1月より、軽自動車税の納付確認に係る新システム（軽JNKS）が導入され、市区町村が賦課徴収する軽自動車税（種別割）の車両ごとの納付情報を軽自動車検査協会がオンラインで確認できるシステムが運用されます。これにより、軽自動車の継続検査を受ける際の納税証明書の提示が原則不要となります。

1月の税務と労務

- 国 税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税 / 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
1月31日
- 国 税 / 源泉徴収票の交付、提出
1月31日
- 国 税 / 12月分源泉所得税の納付
1月10日
(納期の特例を受けている事業所の7~12月分は1月20日)
- 国 税 / 11月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)
1月31日
- 国 税 / 5月決算法人の中間申告
1月31日
- 国 税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税等の
中間申告(年3回の場合)
1月31日
- 地方税 / 固定資産税の償却資産に関する申告
1月31日
- 地方税 / 給与支払報告書の提出
1月31日
- 労 務 / 労働保険料の納付(第3期分)
1月31日
(労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)

医療費控除とセルフメディケーション税制 ～控除対象となる支出の確認と注意点～



令和4年分の所得税の確定申告時期がまもなく到来しますが、還付申告に関しては1月から始まっています。

今回は、還付申告の中でもポピュラーなものである医療費控除等の留意点について、改めて確認していききたいと思います。

一 医療費控除とは

その年の1月1日から12月31日までの間に、本人または本人と生計を一にする配偶者やその

他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えるときは、所得控除を受けることができる制度です。控除の対象となる金額は、次のとおりです。

【医療費控除の対象となる金額】

(実際に支払った医療費の合計額 - 下記①の金額) - 下記②の金額

① 保険金などで補てんされる金額
生命保険契約などで支給される高額療養費・入院費給付金・家族目かもや健康保険などで支給される高額療養費・その給付額として差し引かれてきた医療費の金額が生じた場合
② 原則として10万円。ただし、その年の総所得金額等が200万円未満の場合、総所得金額等の5%の金額

ただし、200万円が限度とされています。

二 医療費控除を受けるための手続き

申告書を提出する際に、「医療費控除の明細書」を添付する必要があります。領収書を添付する

する必要はありませんが、申告期限から5年を経過する日までの間、税務署より提示または提出を求められる場合があるため、保管が必要となります。

なお、社会保険診療報酬支払基金や国民健康保険団体連合会、健康保険組合等の医療保険者から交付を受けた「医療費通知（医療費のお知らせ）」がある場合は、それを添付することによって、明細書の記載を一部省略することができます。

e-Taxの場合は、明細書を入力して送信することにより医療費通知の添付は省略できますが、前述同様の保管が必要ですよ。

三 控除の対象となる医療費

次のような、その病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額とされています。

- ・ 医師または歯科医師による診療または治療の対価
- ・ 治療または療養に必要な医薬品の購入の対価
- ・ 病院、診療所または助産所などへ収容されるためのサージ

ス等の提供の対価

- ・ 治療のためのあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師による施術の対価
- ・ 保健師、看護師、准看護師等による療養上の世話の対価
- ・ 助産師による分べんの介助の対価

- ・ 介護福祉士等による一定の喀痰吸引および経管栄養の対価
- ・ 介護保険等制度で提供された一定の施設・居宅サービスの自己負担額
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する一定の特定保健指導の対価

四 その他、控除の対象となる費用

前述の医師等による診療、治療、施術または分べんの介助を受けるために直接必要なもので、次のような費用も対象とされています。

- ・ 医師等による診療等を受けるための通院費、医師等の送迎費、入院の際の部屋代や食事代の費用、コルセットなどの医療用器具等の購入代やその賃借料で通常必要なもの（自

家用車で通院する場合のガソリン代や駐車場の料金等は除きます)

・医師等による診療や治療を受けるために直接必要な、義手、義足、松葉杖、補聴器、義歯、眼鏡などの購入費用

・傷病により概ね6か月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつを使う必要があると認められるときのおむつ代(この場合には、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要となります)

・レーシック手術に係る費用

五 控除の対象とならない費用

次の費用等は、控除対象から外れますので注意が必要です。

・インフルエンザなどの予防接種の費用

・ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のために用いられる医薬品の購入代金(風邪をひいた場合の市販の風邪薬などの購入代金は対象となります)

・人間ドックの費用(ただし、重大な疾病が発見され、引き続きその治療を行った場合は

対象となります)

・美容整形の費用

・医師等に支払う謝礼金

・美容整形のための歯列矯正費用(ただし、子供の成長を阻害しないために行う不正咬合の矯正等は対象となります)

・通常(近視・遠視)のメガネの購入費用

・自己の都合で希望する特別室の差額ベッド代

・医師やマッサージ指圧師等の資格のないカイロプラクティックによる施術費用

六 セルフメディケーション税制

(1) 制度の概要

健康の保持増進および疾病の予防への取組として右下表のような一定の取組を行っている場合、本人または本人と生計を一緒にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合には、セルフメディケーション税制の適用を受けることができます。

(2) 適用を受けるための手続き

申告書を提出する際に、セルフメディケーション税制の明細書、一定の取組を行ったことを

【一定の取組の例】

健康保険組合、市区町村国保等が実施する人間ドック、各種健(検)診等

予防接種(定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種など)

勤務先で実施する定期健康診断(事業主健診)

特定健康診査(いわゆるメタボ検診)、特定保健指導

市町村が健康増進事業として実施するがん検診

明らかにする書類(氏名、取組を行った年、その実施機関等の記載のあるもの)を添付する必要があります。

(3) 特定一般用医薬品等購入費の範囲

医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スィッチOTC医薬品)等の購入費をいいます。

セルフメディケーション税制の対象となる商品には、購入の際の領収書等にセルフメディケーション税制の対象商品である

る旨が表示されており、一部の対象医薬品については、その医薬品のパッケージにセルフメディケーション税制の対象である旨を示す下のような識別マークが掲載されています。

なお、人間ドックなど、一定の取組に要した費用は対象となりません。

(4) 控除される金額

実際に支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額(保険金などで補填される部分を除きます)から、1万2000円を差し引いた金額(最高8万8000円)とされています。

(5) 留意点

この制度は医療費控除の特例であり、前述の医療費控除とはどちらか一方の選択適用となりますのでご注意ください。

【参考資料】

国税庁
タックスアンサー
「医療費を支払ったとき」



セルフメディケーション

税 控除 対象

**去年は、大変お世話になり、
ありがとうございました。
本年もどうぞ宜しくお願い致します。**

今年の1月で、ゆいパートナーズを発足して2年が経過致しました。年々1年
が経過するのが早く感じますが、日々仕事が充実している証拠なのかもしれません。
これも皆様方のおかげと、ひとえに感謝しております。毎年1月から5月は、
確定申告及び法人決算等で業務が集中する期間になります。業務が落ち着くのは
6月以降になりますが、その時に上半期を振り返ると、1年も残り半期というこ
とに、いつも驚かされます。本年は、長期的な課題の取り組みを、業務が落ち着
く下半期のみでなく、繁忙期である上半期にも徐々に進めていく事が私の目標で
す。

本年も心新たに、関与先様のご支援に取り組んで参ります。

さて、消費税のインボイス制度の導入が早いことに今年の10月に迫りました。
昨年の後半辺りから、インボイス制度に関する情報が様々な所で発信され、国税
庁でもQ&Aを随時更新しており、事業者様の関心が高い話題かと思えます。免
税事業者の方でも得意先が会社である場合、課税事業者の方でも免税事業者の方
と取引をしている場合は、双方で影響が生じる可能性があります。帝国データバ
ンクの「インボイス制度に関する企業の意識調査」では、制度開始後における免
税事業者の方との仕入取引について、経過措置期間においては、約50%の事業
者様が取引を行うと考えているとの事です。その反面、「分からない」とする事
業者様が約40%であり、対応を決めかねているケースが多いことがうかがえま
す。いずれも、消費税の負担が増える事業者様が多くなると想定される為、今後
の動向は注目すべき点になります。

今後も皆様の事業発展等に寄与できるように取り組んでまいりたいと思いま
す。改めまして、本年もどうぞ宜しくお願い致します。



代表税理士 大井智志